

議案第 38 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成18年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算(第1回)を定めることについては、市議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成18年5月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成18年6月16日提出

生駒市長 山下 真

専 決 処 分 書

平成 18 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 1 回）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 18 年 5 月 31 日

生駒市長 山下 真

平成 18 年度生駒市老人保健特別会計補正予算（第 1 回）

平成 18 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141,009 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,127,451 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		3,867,861	1,179	3,869,040
	1 支払基金交付金	3,867,861	1,179	3,869,040
2 国庫支出金		2,036,385	125,063	2,161,448
	1 国庫負担金	2,034,887	125,063	2,159,950
3 県支出金		508,721	14,767	523,488
	1 県負担金	508,721	14,767	523,488
歳 入 合 計		6,986,442	141,009	7,127,451

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		80	13,607	13,687
	1 償還金	80	13,607	13,687
5 前年度繰上充用金		0	127,402	127,402
	1 前年度繰上充用金	0	127,402	127,402
歳 出 合 計		6,986,442	141,009	7,127,451

歳入歳出補正予算事項別明細書

(款) 1 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 審査支払手数料交付金	34,718	1,179	35,897	1 審査支払手数料交付金	1,179	過年度分
計	3,867,861	1,179	3,869,040			

[単位 千円]

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 医療費負担金	2,034,887	125,063	2,159,950	1 医療費負担金	125,063	過年度分
計	2,034,887	125,063	2,159,950			

[単位 千円]

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県負担金	508,721	14,767	523,488	1 県負担金	14,767	過年度分
計	508,721	14,767	523,488			

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 償還金	20	13,607	13,627			23 償還金利子及び割引料	13,607	償還金				
計	80	13,607	13,687				13,607					

[単位 千円]

(款) 5 前年度繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 前年度繰上充用金	0	127,402	127,402			22 補償補填及び賠償金	127,402	前年度繰上充用金				
計	0	127,402	127,402				127,402					

[単位 千円]